政　令

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月二十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四十五号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とする。

第十八条中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　文部科学省の所掌事務に係る法人（学校法人及び宗教法人を除く。）の監督に関する基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

第十八条第二号の次に次の一号を加える。

三　広報に関すること。

第三十二条中「特別支援教育課　学校情報基盤・教材課」を「高等学校振興課　特別支援教育課」に改める。

第三十六条第一号中「第四十二条」を「第三十九条及び第四十二条第五号」に、「及び特別支援教育課」を「、特別支援教育課及び参事官」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「及び特別支援教育課」を「、特別支援教育課及び参事官」に改め、同条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第三十七条第一号中「における進路指導」を「（高等学校及び中等教育学校の後期課程にあっては、専門教育を主とする学科のうち職業に関するもののみを置くものを除く。）における進路指導」に改める。

第三十八条第二号中「及び他課」を「並びに教育職員政策課、特別支援教育課及び参事官」に改め、同条第六号及び第七号中「他課」を「教育職員政策課、特別支援教育課及び参事官」に改める。

第四十条を削る。

第三十九条第一号中「対する教育（以下この条」の下に「及び第四十二条」を加え、「学校情報基盤・教材課」を「参事官」に改め、同条第五号及び第六号中「学校情報基盤・教材課」を「参事官」に改め、同条を第四十条とし、第三十八条の次に次の一条を加える。

（高等学校振興課の所掌事務）

第三十九条　高等学校振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高等学校及び中等教育学校における教育で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定によるもの（以下この条において「高等学校等における教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　高等学校及び中等教育学校の後期課程（専門教育を主とする学科のうち職業に関するもののみを置くものに限る。第十三号及び第十四号において「職業に関する高等学校等」という。）における進路指導に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（総合教育政策局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

三　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。

四　生徒の奨学に関すること。

五　高等学校及び中等教育学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

六　高等学校及び中等教育学校の後期課程における通信教育に関すること。

七　産業教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

八　産業教育のための補助に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

九　産業教育の基準の設定に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。

十　私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に関すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

十一　高等学校及び中等教育学校における教育並びに産業教育に係る教育用品（学校用家具を除く。）の基準の設定に関すること。

十二　中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容（保健教育、安全教育及び情報教育に係るものを除く。）に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること。

十三　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、高等学校等における教育、職業に関する高等学校等における進路指導及び産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

十四　教育関係職員その他の関係者に対し、高等学校等における教育、職業に関する高等学校等における進路指導及び産業教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

十五　看護師、准看護師又は介護福祉士の養成のための高等学校及び中等教育学校の指定に関すること。

第四十二条各号を次のように改める。

一　学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）第八条第一項に規定する学校教育情報化推進計画の作成及び推進に関すること。

二　小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における情報教育（特別支援教育に係るものを除く。第四号、第十号及び第十一号において単に「情報教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

三　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における情報通信の技術を活用した効果的な事務の処理並びに情報通信の技術の活用を支援する人材の育成及び確保（第十号及び第十一号において「情報通信技術の活用等」という。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。